

元農振第 1992 号
令和元年 11 月 1 日

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

殿

[農林水産省] (注1) 農村振興局長

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて、下記のとおり定めたので、御了知の上、事業の適正かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いする。

【なお、農局管内 (注3) の 都府県 (注4) 知事に対しては、貴職から通知されたい。】 (注2)

記

- 1 事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、公益上真にやむを得ない理由により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式）をあらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
なお、事業実施主体が間接補助事業者の場合、事業実施主体は、直接補助事業者と同様式を提出するものとし、直接補助事業者は、間接補助事業者から提出された内容を記載した同様式を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、補助金交付決定通知を受けるまでのあらゆる損失等は、自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
- 3 この通知の対象となる事業は、別表のとおりとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、各事業に係る交付要綱の規定による補助金交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号等、交付決定前着手した旨を記載するものとする。

< 施行注意 >

注1 [] 内は、国土交通省北海道開発局長宛て、内閣府沖縄総合事務局長宛て及び北海道知事宛てのみ記載する。

注2 【 】内は、各地方農政局長宛て及び内閣府沖縄総合事務局長宛てのみ記載する。

注3 ...は、各地方農政局長宛てのみ記載する。

注4 __は、東北、北陸、東海、中国四国及び九州農政局長宛ては「県」、関東農政局長宛ては「都県」、近畿農政局長宛ては「府県」、内閣府沖縄総合事務局長宛ては「沖縄県」と記載する。

別 表

対 象 事 業
農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第2の1及び3の事業
農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業
水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）第2の1、2及び3の事業
土地改良関係施設補助金交付要綱（昭和31年7月28日付け31農地第3543号（管）農林事務次官依命通知）第2の事業
国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱（平成12年3月24日付け12構改D第187号農林水産事務次官依命通知）第2の事業
農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2の事業

別記様式

番 号
年 月 日

交付決定前着手届

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
(※1)



殿

氏 名 (※2) 印

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

※1：間接補助事業者が提出する場合は、補助事業者名を記載する。

※2：地方公共団体以外の間接補助事業者が提出する場合は、提出する団体の住所、団体名及び代表者名を記載する。

(別紙)

- 1 事業名：
- 2 地区名：
- 3 事業実施主体：
- 4 交付決定前着手する事業内容：
- 5 着手予定年月日：
- 6 完了予定年月日：
- 7 交付決定前着手が必要である理由